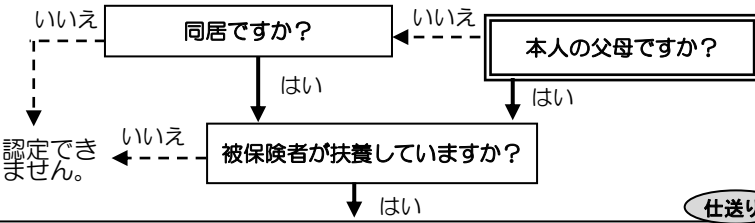


扶養認定対象者状況届(2枚目)【父母用】

〔手順〕 はい、いいえに○をし、該当する項目に必ず **チェック☑** や **記入** をしながら進んでください。
「必要書類」を確認し、必ず添付をお願いします。

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 対象者氏名 | 続柄 | 年齢 | 配偶者 |
| | | | 有・無 |

スタート



◆ 対象者の配偶者の収入の状況 (給与収入、年金収入等すべての収入)

対象者の配偶者の年収額 _____ 円

「配偶者の収入の証明」を添付

有の場合 ↓ 無の場合 ↓

◆ 配偶者がいない理由
 離別 死別 その他

◆ 遺族年金受給状況
 有 無

別居 or 単身赴任 どちらかに○をし、別居の場合は仕送り額についてお答えください。

(被保険者が単身赴任で、留守宅に居住している場合は記入不要・仕送り証明不要)

〔仕送り額〕 毎月 _____ 円 年間 _____ 円

「振込みの控えもしくは現金書留の控え」など直近3回分を添付 ※手渡し不可

就労していますか?
(パート・アルバイト含む)

いいえ → この届出をする1年以内に勤めていたことがありますか? (パート・アルバイト含む) 【退職日 年 月 日】

はい → 給与

この届出をする1年以内に勤めていたことがありますか? (パート・アルバイト含む) 【退職日 年 月 日】

いいえ → 雇用保険の失業給付を受けていますか?

はい → 失業給付

いいえ → [1] 受給中 …… 「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の写しを添付
* 氏名・離職年月日・基本手当日額、処理年月日が記載されたページ

* 下記基本日額以上の場合は認定できません。
3,612円(60歳未満)
5,000円(60歳以上または障害年金受給者)

[2] 受給権なし 受給権を放棄

受給申請前 受給待期中 ※受給延長

① 「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」と
② 「退職日が確認できる書類」
(「退職証明書」、「源泉徴収票」(退職日記載のもの)「資格喪失証明書」(退職日記載のもの)等)の写しを添付

※受給延長の場合のみ、①②に加え
後日「雇用保険受給延長通知書」の写しを提出

[3] 受給終了

「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の写しを添付
* 氏名・離職年月日・基本手当日額が記載、【支給終了】の印字があるページ

「直近3ヶ月の給与明細」の写しを添付 (前年度源泉徴収票不可)

〔年収見込額の算出〕 * 給与、賞与とも控除前の総支給額。通勤交通費含む。

① 直近3ヶ月の給与総支給額の合計 = _____ 円

② 年収見込額を下記の式により算出します。
〔算出式〕 ① × 4 = 年収見込額 _____ 円

* 賞与がある場合は「賞与の明細」も添付し、上記②の年収見込額に 賞与(年間分)をプラスした額を記入

* 給与明細は、会社名・氏名が確認できるもの。手書きの場合は社名印が必要

* 雇用形態変更により収入が減る場合は「雇用契約書」「労働条件通知書」等を添付(年収見込額が算出できるもの)(収入が減る前の給与明細は不要)認定後「3ヶ月分の給与明細(写し)」提出により実態を確認します。

* 事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入増の方は「雇用契約書」の写しと「事業主証明書」(原本)を添付

年金その他

年金収入 _____ 円/年間
「直近の年金額と氏名記載の通知書」の写しを添付
(老齢厚生年金・厚生年金基金・国民年金・障害年金・遺族年金・恩給・企業年金等の「年金振込通知書」の写し 等)

手当金収入 _____ 円/年間

自営業収入 _____ 円/年間

農業収入 _____ 円/年間

事業収入 _____ 円/年間

不動産収入 _____ 円/年間

その他(_____)による収入 _____ 円/年間

* 自営業・農業・事業・不動産等の各収入は、直接的必要経費控除後の額を記入

「受給資格者証」や「給付金通知書」の写しを添付

直近の税務署が受領したことが分かる「確定申告書」と「収支内訳書」、「青色申告決算書」等の写しを添付

[直接的必要経費とはみなさない項目]
減価償却費、貸倒引当金、貸倒金、雑費、青色申告特別控除、租税公課、広告宣伝費、損害保険料、利子割引料、福利厚生費、交際費、諸会費、新聞、図書費など

老齢年金、遺族年金、障害年金、企業年金などの各種年金、手当金、自営業、不動産収入などありますか?

はい → 年金その他

いいえ → 現在全く収入がない方は「非課税証明書」を添付

現在全く収入がない方は「非課税証明書」を添付

* 前年の給与収入や別の所得があったために「課税証明書」が発行されてしまう場合は添付不要
ただし「退職日が確認できる書類」を添付

失業給付 (〔2〕参照)

年収トータル(※)は _____ 円
(60歳未満は130万円未満)かつ被保険者の年収の1/2未満ですか?

はい → 認定できません。

いいえ → 認定できません。

【必須】世帯全員、続柄記載の「住民票」を添付(本籍不要、マイナンバーなし)
⇒ 別居の場合は、被保険者本人と対象者それぞれの世帯全員の「住民票」を添付

○60歳以上で年金未受給の場合は「年金未受給に関する誓約書」を添付
○自営業廃業者は「廃業届」の写しを添付

* 必要により上記以外の書類を求める場合があります。
* 住民票・非課税証明書等 公的証明書は3ヶ月以内に交付の原本を提出
* 記入もれ、チェックもれ、書類の不備は認定遅れの原因となります。

(※) 年収トータル: 給与収入について事業主証明書のある方(一時的な収入増の方)は当該証明書に記載されている「雇用契約等により本来想定される年間収入」を使用して計算してください。